

舞鶴市入札談合情報対応要領

平成 29 年 3 月 1 日制定

1 趣旨

公共事業の入札・契約の適正を期し、公正取引委員会等の関係機関との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、舞鶴市入札談合情報対応要領を定める。

2 談合情報を審議する委員会

- (1) 談合情報の処理についての審議は、競争入札参加者資格等審査委員会規程（平成 3 年規程第 3 号）に定める競争入札参加者資格等審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 委員会の事務局は契約課が所管する。

3 談合情報の受報

- (1) 談合情報の通報を受けた者は、談合情報報告書（別紙 1）により聞き取るものとする。その際、匿名の場合でも、できる限り通報者の氏名及び連絡先を聞き取る。
- (2) (1)の通報を受けた者は、談合情報報告書により事務局へ速やかに連絡する。
- (3) 事務局は(2)により談合情報の連絡を受けた場合、速やかに委員会の委員長に報告し、委員長は当該情報の信憑性等を勘案して委員会を招集するか否かを判断する。

4 調査の必要性の審議及び対応

委員会が招集された場合、委員会は談合情報について調査に値するかどうか、別に定める「談合に関する情報についての調査の必要性の判断基準」を原則として審議を行い、次により対応するものとする。

(1) 調査に値しないと判断される場合の対応

ア 落札決定前の場合

予定通り入札書（工事・コンサルタント等業務の場合は内訳書を含む。以下「入札書等」という。）を提出させ、開札を行い、落札者を決定するものとする。

イ 落札決定後の場合

落札者と契約を締結する。

ウ 契約締結後の場合

契約を継続する。

(2) 調査に値すると判断される場合の対応

ア 落札決定前の場合

予定通り入札書等を提出させ、開札を行い、落札者の決定を保留する。ただし、委員会が必要と認めた場合は、入札の執行を延期し、又は入札を取り止めるものとする。

(7) 落札業者が情報と異なる結果の場合

入札参加者（当該入札の入札者として指名した者または当該入札の競争参加資格確認申請書の提出期限の日において競争参加資格がある旨確認した者をいい、その後に辞退した者を含む。以下同じ。）全員から誓約書（別紙2）を提出させた上で、落札者を決定する。

(4) 落札業者が情報どおりの結果の場合

入札参加者全員から事情聴取を行う。また内訳書（物品・役務の入札の場合は入札書を提出した者から内訳書を徴収する。4(2)イの場合も同じ。）の詳細な調査を行い、その結果を委員会へ報告する。

イ 落札決定後及び契約締結後の場合

原則として入札参加者全員から事情聴取を行うとともに、内訳書の詳細な調査を行い、その結果を委員会へ報告する。

5 事情聴取を行う場合の手順

- (1) 事情聴取を行う場合は、契約課長が、複数の職員体制で個々の業者ごと（共同企業体にあつては構成員ごと）に行う。
- (2) 事情聴取は、別に定める「談合情報対応事情聴取手順」により実施する。
- (3) これらのほか、必要があるときは、入札参加者以外の関係者からも事情聴取を行うものとする。
- (4) 事情聴取結果は、談合情報対応事情聴取書（別紙3）により委員会に報告する。
- (5) 調査対象者が、事情聴取に応じない又は内訳書や誓約書等を提出しないなど調査に協力しない場合は、競争参加資格の停止を行う旨を通知する。

6 事情聴取等調査結果の審議及び対応

委員会は、事情聴取及び内訳書の調査の結果、談合の事実があつたと認められるかどうかについて審議を行い、次により対応するものとする。

(1) 談合の事実があつたと認められない場合

ア 落札決定前の場合

入札参加者全員から誓約書（別紙2）を提出させた上で、落札決定を行う。

イ 落札決定後契約前の場合

入札参加者全員から誓約書（別紙2）を提出させた上で、契約を締結する。

ウ 契約締結後の場合

契約相手から誓約書（別紙2）を提出させる。

(2) 談合の事実があったと認められる場合

ア 落札決定前の場合

入札を無効とする。

イ 落札決定後契約締結前の場合

落札決定を取り消す。

ウ 契約締結後の場合

契約の履行状況（進捗等）を考慮して、契約を解除するかどうかを判断するものとする。

7 公正取引委員会等への報告

事務局は、委員会が談合情報について調査に値すると判断した場合のほか、当該入札に関し追加の談合情報があった場合や、当該入札手続き等の取扱いに係る結論を得たときなど逐次速やかに、談合情報報告用紙（別紙4）により公正取引委員会及び京都府警察へ報告するものとする。

8 舞鶴市入札監視委員会への報告

この要領で対応した談合情報について、舞鶴市入札監視委員会に報告するものとする。

9 談合情報の取扱い

この要領により談合情報の処理を行う者及び談合情報を知り得た者は、知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

10 随意契約への準用

この要領は、契約の相手方を随意契約により決定する場合について準用する。

附 則

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

2 舞鶴市入札談合情報対応要領（平成14年4月1日制定）は、本要領の施行の日をもって廃止する。